

# (管理文書)

令和5(2023)年10月1日から実施

## 名義の使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 大阪自然環境保全協会(以下「当協会」という)における名義の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名義)

第2条 当協会の名義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 公益社団法人 大阪自然環境保全協会
- (2) (公社)大阪自然環境保全協会
- (3) 大阪自然環境保全協会
- (4) ネイチャーおおさか
- (5) N-O s a k a

(名義の区分)

第3条 当協会の名義の使い分けについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主催 当協会が主体となって事業を開催する場合
- (2) 共催 当協会を含む複数の団体が主体となり、共同して開催する場合
- (3) 後援及び協賛 第三者が主体となって開催する事業に対し、当協会が外部的に支援する場合

(名義等の使用許可)

第4条 当協会の理事・部会・委員会は職務の範囲内で、及び協会内活動グループは活動の範囲内で当協会の名義等を使用することができる。

2 前項に定めるもののほか、当協会の名義を使用しようとする者は、所定の名義使用許可申請書(様式1、以下「申請書」という)に、必要に応じ事業概要等がわかる書類等を添えて当協会長に申請し、その許可を受けた場合に限り、当協会の名義等を使用することができる。

(使用基準)

第5条 当協会の名義については、当協会に関係するもので、その目的が明らかに定款第4条に定める事業に関わるものについて使用することができるものとする。

(営利目的への制限)

第6条 当協会の名義は、営利目的で使用してはならない。ただし、協会長が許可した場合に限り、当協会の名義を使用することができる。

(変更の許可)

第7条 第4条第2項の規定により、当協会の名義の使用を認められた者(以下「使用者」という)は、申請事項を変更しようとするときは、改めて同項に定めるところにより、使用許可を受けなければならない。

(経費負担)

第8条 主催名義以外の事業実施に当たっては、会長が特に必要と認める場合を除き、当協会は、当該事業に係る経済的支援は行わない。

(遵守事項)

第9条 使用者は、この規程及び使用上の注意事項を遵守しなければならない。

(使用の取消)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当協会の名義の使用を中止させることができる。

- (1) 使用基準に違反したとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 当協会の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれのあるとき。
- (4) 使用者が、使用者以外の者に当協会の名義を使用させたとき。
- (5) その他名義の使用目的、使用方法等が適当でないとき。

2 前項の規定に基づき使用を中止させたことにより損害が生じることがあっても、当協会はその責を負わない。

附則

この規程は、2023年10月1日から施行する。

名義使用許可申請書

公益社団法人 大阪自然環境保全協会会長様

住所

(団体名)

(代表者名)

担当者名

下記の行事等について、貴協会の名義使用に関する規程第4条2項により、名義を使用したいので、下記のとおり申請します。なお、使用に当たっては同規程を遵守します。

記

1. 使用区分：共催・後援・協賛・その他（ ） ※を入れる
2. 使用名義：公益社団法人 大阪自然環境保全協会（(公社)大阪自然環境保全協会）  
・大阪自然環境保全協会・ネイチャーおおさか・N-O s a k a
3. 行事等の名称：
4. 実施日時（または期間）：
5. 実施場所等：
6. 行事の内容及び目的：
7. 予定来場者数：
8. 入場料・参加費の徴収の有無と金額：
9. 他の後援団体等（申請中を含む）：

添付書類（必要に応じて選択・添付したものにを入れる）

- 当該行事の企画書、プログラム及びポスター等
- 入場料等を徴収する場合は、行事に係る収支予算書
- 定款、寄附行為、会則等申請者の概容を示す書類
- 申請者の役員および事業関係者の名簿
- その他行事の参考となる書類